

「千葉地本は存在するが三役は存在しない」?! ——支離滅裂の動労「本部」——

日刊 動労千葉

80.2.24

No. 46 全国版

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八(動力車会館)
 (鉄電二二五八)九・(公衆電話)三三二七二〇七



組合費訴訟「才」一回公判開催される

全国の動労組合員のみならず、「本部」反動暴力分子が全く理不尽にも権力・裁判所に泣きつき提訴した「組合費訴訟」第一回公判は2月21日16時より東京地裁民事11部で開催されました。公判の場は「本部」反動分子の不正義性の故にまともに論理も組み立てられない支離滅裂で惨めな状況をさらに一層鮮明に、われわれの前に突き出すものとなりました。

権力の弾圧策動を粉砕し
整然と闘い抜く動労千葉

動労千葉は全支部からの一三〇名の部隊をもってこの公判闘争に臨み、「本部」反動分子の泣訴に応え何とか動労千葉への弾圧の口実をつかもうと、要所要所に装甲車を配置して必死に策動する権力に一指も触れさせぬ整然たる闘いを展開し、勝利の確信をさらに深めました。

一方、「本部」反動分子は公判の場において、西森副委員長の堂々たる意見陳述に対し、権力に泣きついた手前常套手段である低劣なヤジをもって応じることができず、西森副委員長のあまりにも正確な指摘にたまりかねて声を出しかけたところ、味方のはずの裁判長に一喝されてシユンとしてしまう有様で、身から出たサビとは言え、あまりにも無惨な状況をさらすのみだったのです。

「本部」が原告なのか
「東京地本」が原告なのか

しかし、われわれは次の点だけははっきり見えておかなければなりません。

それは原告席に「本部」からは「法対部長」石津しか出廷せず、「東京地本執行委員」・奈良や関東青年部長を落第した「東京地本特別執行委員」・村上など革マル分子が座り込み「本部」が原告なのか「東京地本」が原告なのかかわからない有様だったことをはじめ、動労千葉からの傍聴者が年齢的にも役職的にもあらゆる層から出席していたのに比べ、「本部」側傍聴者が一、二の年輩者を除き圧倒的に多くはこの間の暴力「オルグ」の実行者たる革マル分子のゴリゴリだったことです。

つまり、このことは動員指令をかけてもまともな組合員は集まらないという現実と同時に「組合費請求訴訟」そのものが無理に無理を重ねて権力に泣きついたものであるということの事態を、全国のまじめな組合員に知られては困るといふ「本部」反動分子のセクト的思惑によってとられた措置であり、この第一回公判についても自分の都合のよ

いように作り変えて全国の動労組合員にデマ宣伝のための布石だということですが。

西森副委員長堂々と意見陳述

公判は原告「本部」側南木弁護士「訴状」の主旨説明から始まり、動労千葉西森副委員長からの意見陳述の後、清井弁護士からの求釈明と「本部」側渡辺弁護士からの釈明という順に進められました。動労千葉側は西森副委員長の凛々と響きわたる声でいかなる暴力をもってしても、規則、規則無視の排除の論理を行使しても、動労千葉一四〇〇組合員の心をつかむことができず、組織破壊も出きないと知ると、権力・裁判所に泣きつくというこのやり方を断じて許すことはできないという主旨(詳細は裏面参照)の意見陳述を行い、清井弁護士からも正しく問題点を指摘したのに対し、「本部」側は「千葉地本は存在するし、地本内に11支部存在するが三役は存在しない」などとわけのわからない論理を展開し、裁判長から「不法行為に対する刑事罰を求めものなのか、それとも債務不履行責任を問うものなのか」と質問され「今のところは責任不履行」と答え、また「機関責任を問うのか、それとも個人責任を問うのか」と質問され弁護士同士が顔を見合せて口ごもるなど、権力・裁判所にさえ意味が理解されない「訴状」の実態と論理的整合性の全くないことが暴露されました。

動労大改革へともに闘おう!

全国の動労組合員のみならず!
「本部」反動分子がいかなるデマ宣伝を行おうとも事実をかくし通すことはできません。

動労千葉はこの権力・裁判所までも利用した不当な組織破壊攻撃を堂々と受けて立ち勝利する決意です。

動労大改革へ向けてともに闘いましょう。
(裏へつづく)